

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2023 年 2 月 8 日

日本電産株式会社

2023 年 2 月 8 日

株式交換に係る事前開示事項

京都府京都市南区久世殿城町 338
日本電産株式会社
代表取締役社長執行役員 小部 博志

当社とニデックオーケー株式会社（以下「ニデックオーケー」といいます。）は、それぞれ、2022 年 12 月 12 日付の取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社とし、ニデックオーケーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、当社はニデックオーケーと株式交換契約（以下「本件株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本件株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本件株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

・ PAMA S. p. A. 社の全株式の取得

当社は、2023 年 2 月 1 日付で、イタリア工作機械メーカー PAMA S. p. A. 社の全株式を取得しました。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により、本件株式交換について異議を述べることのできる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1 本件株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

日本電産株式会社（以下「甲」という。）及びニデックオーケー株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

- ① 商号：日本電産株式会社
- ② 住所：京都府京都市南区久世殿城町 338

(2) 乙（株式交換完全子会社）

- ① 商号：ニデックオーケー株式会社
- ② 住所：兵庫県伊丹市北伊丹八丁目 10 番地 1

第3条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2023 年 3 月 1 日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ必要があるときは、会社法第 790 条の定めるところに従い、甲乙協議の上、これを変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第4条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記録された株主（第 7 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「基準時株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、乙の普通株式数の合計に 0.128 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.128 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条の規定に従い処理する。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金： 0円
- (2) 資本準備金： 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額
- (3) 利益準備金： 0円

第6条（承認の手続）

- 1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、同条第3項の規定に従い、甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認に関する決議を求める。
- 2. 乙は、効力発生日前日までに、乙の臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部について基準時をもって消却するものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（剰余金の処分）

乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

第10条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、第 6 条に定める甲及び乙の適法な機関決定又は本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

第 13 条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約から生じた、又はこれに関連する当事者間の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2022 年 12 月 12 日

甲：京都府京都市南区久世殿城町 338

日本電産株式会社

代表取締役社長執行役員 小部 博志



乙：兵庫県伊丹市北伊丹八丁目 10 番地 1

ニデックオーケー株式会社

代表取締役社長執行役員 森本 佳秀



別紙 2 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

当社は、本件株式交換に関して、会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本件株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	ニデックオーケーケー (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.128
本件株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：1,016,993 株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

ニデックオーケーケーの株式 1 株に対して、当社の株式 0.128 株を割当て交付
します。但し、当社が保有するニデックオーケーケー株式 15,853,444 株（2022
年 9 月 30 日現在）については、本件株式交換による株式の割当ては行いま
せん。

なお、上記株式交換比率（以下「本件株式交換比率」といいます。）は、算定
の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更するこ
とがあります。

2. 本件株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本件株式交換に際して、本件株式交換により当社がニデックオーケー
ケーの発行済株式（但し、当社が保有するニデックオーケーケー株式を除きま
す。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけ
るニデックオーケーケーの株主の皆様（但し、当社を除きます。）に対して、
その所有するニデックオーケーケー株式の株式数の合計に本件株式交換比率を
乗じた数の当社株式を割当交付する予定です。なお当社はかかる交付に当た
り、その保有する自己株式を充当する予定であり、本件株式交換における割当
てに際して新たに株式を発行する予定はありません。また、ニデックオーケー
ケーは、本件株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議によ
り、その保有する全ての自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主
の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）
を、基準時まで消却する予定です。本件株式交換によって割当交付する株式

数については、ニデックオーケーによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対しご所有の単元未満株式の買取りを請求することができます。

4. 1株に満たない端数の取扱い

本件株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるニデックオーケーの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本件株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1）割当ての内容の根拠及び理由

当社及びニデックオーケーは、2022年7月に当社からニデックオーケーに対して本件株式交換による完全子会社化の提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社がニデックオーケーを完全子会社化することが、両社の企業価値向上にとって最善の判断であると考えに至りました。

両社は、本件株式交換に用いられる上記「1. 本件株式交換に係る割当ての内容」に記載の本件株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は株式会社KPMGFAS（以下「KPMG」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に、ニデックオーケーは、株式会社りそな銀行（以下「りそな銀行」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザーに、株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記2. 「（4）公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるKPMGから2022年12月12日付で入手した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所からの助言の結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本件株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、ニデックオーケーにおいては、下記2. 「（4）公正性を担保するための措置」及び2. 「（5）利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算

定機関であるAGSコンサルティングから2022年12月12日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの助言、当社との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本件特別委員会からの指示、助言及び2022年12月12日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、当社との間で複数回にわたり本件株式交換比率を含む本件株式交換の条件に関して慎重に交渉・協議を重ねた結果、本件株式交換比率は妥当であり、ニデックオーケーの少数株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

両社は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うこととし、本日開催の両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本件株式交換契約を締結しました。

なお、本件株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更されることがあります。

（２）算定に関する事項

①算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるKPMG及びニデックオーケーの第三者算定機関であるAGSコンサルティングは、両社からは独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。

なお、本件株式交換に係るKPMGに対する報酬には、本件株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本件株式交換が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本件株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりKPMGを両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。また、AGSコンサルティングの報酬は、本件株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本件株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

②算定の概要

KPMGは、当社については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2022年12月9日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、1か月間（2022年11月10日から2022年12月9日まで）、3か月間（2022年9月12日から2022年12月9日まで）及び6か月間（2022年6月10日から2022年12月9日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しています。

ニデックオーケーケーについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、2022年12月9日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、1か月間（2022年11月10日から2022年12月9日まで）、3か月間（2022年9月12日から2022年12月9日まで）及び6か月間（2022年6月10日から2022年12月9日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しています。

DCF法では、ニデックオーケーケーよりKPMGが開示を受けた事業計画に基づき、算定基準日である2022年9月30日以降にニデックオーケーケーが創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しています。

なお継続価値の算定については、ニデックオーケーケーが想定する2027年3月期以降に継続的に創出する水準として開示を受けたキャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより算出しています。割引率は7.3%～8.3%を使用しています。

なお、割引率には加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital, WACC）を使用しています。

KPMGがDCF法による算定の前提としたニデックオーケーケーの財務予測及び将来的な事業環境見通しには、対前年度比において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2023/3期、2024/3期、2025/3期において、売上の増加見込みに対して固定費の増加を抑制することで損益分岐点を下げることと、収益率の高いサービス売上の比率を上げることにより大幅な増益を見込んでおります。また、本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、ニデックオーケーケーの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）には加味されていません。なお、本事業計画は、本件株式交換の実施を前提としておりません。

各評価手法による当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	ニデックオーケーケー	
市場株価法	市場株価法	0.110～0.137
	DCF法	0.132～0.190

KPMGは、本件株式交換比率の算定に際して、公開情報及びKPMGに提供された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、各社の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、KPMGは、各社及びその関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っ

ておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。KPMGによる各社の株式価値の算定は、算定基準日である2022年12月9日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMGがDCF法による評価に使用したニデックオーケーの事業計画については、ニデックオーケーの経営陣により当該算定基準日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。

なお、KPMGの算定結果は、当社の取締役会が本件株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的としており、本件株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

他方、AGSコンサルティングは、当社については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。また、ニデックオーケーについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、DCF法を用いて算定を行いました。

各評価手法による、当社株式の1株当たり株式価値を1とした場合のニデックオーケー株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	ニデックオーケー	
市場株価法	市場株価法	0.112～0.128
	DCF法	0.117～0.168

市場株価法においては、当社については、2022年12月9日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の算定基準日の株価終値、2022年11月10日から算定基準日までの直近1か月間の終値単純平均値、2022年9月12日から算定基準日までの直近3か月間の終値単純平均値、2022年6月10日から算定基準日までの直近6か月間の終値単純平均値を採用しております。また、ニデックオーケーについては、2022年12月9日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場におけるニデックオーケー株式の算定基準日の株価終値、2022年11月10日から算定基準日までの直近1か月間の終値単純平均値、2022年9月12日から算定基準日までの直近3か月間の終値単純平均値、2022年6月10日から算定基準日までの直近6か月間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、ニデックオーケーが作成した2023年3月期から2027年3月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、7.31%～8.93%としています。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%としております。

AGSコンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、当社及びニデックオーケーから提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資

産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者算定機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性のある事実でAGSコンサルティングに対して未開示の事実は存在しないことを前提としております。AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提としたニデックオーケーの財務予測については、AGSコンサルティングにおいて、ニデックオーケーに対する質疑を実施し、その策定手続及び内容を検証し、株式交換比率の算定の前提として特に不合理な点がないことを確認した上で、同社の経営陣より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提としたニデックオーケーの財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期、2024年3月期及び2025年3月期において、売上の増加見込みに対して固定費の増加を抑制することで損益分岐点を下げること、収益率の高いサービス売上の比率を上げることにより、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。また、本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本件株式交換により、その効力発生日である2023年3月1日(予定)をもってニデックオーケーは当社の完全子会社となり、完全子会社となるニデックオーケーの株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て2023年2月27日に上場廃止(最終売買日は2023年2月24日)となる予定です。

上場廃止後は、東京証券取引所においてニデックオーケーの株式を取引することはできなくなりますが、本件株式交換効力発生日においてニデックオーケーの株主の皆様は割り当てられる当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、本件株式交換により、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、上記1.(注)3.「単元未満株式の取扱い」記載のとおり、当社に対しご所有の単元未満株式の買取りを請求することができます。また、本件株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.

(注)4.「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、ニデックオーケーの株主の皆様は、最終売買日である2023年2月24日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場においてその保有するニデックオーケー株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（４）公正性を担保するための措置

両社は、当社が、ニデックオーケー株式会社 15,853,444 株（2022 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 23,798,708 株（自己株式を除く）に占める議決権数の割合にして 66.61%）を保有しており、ニデックオーケーが当社の連結子会社に該当することから、本件株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しています。

① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

当社は、両社から独立した第三者算定機関である KPMG から、2022 年 12 月 12 日付で、本件株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記 2.

「（２）算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、KPMG から、本件株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

他方、ニデックオーケーは、両社から独立した第三者算定機関である AGS コンサルティングから、2022 年 12 月 12 日付で、本件株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記 2. 「（２）算定に関する事項」をご参照ください。なお、ニデックオーケーは、AGS コンサルティングから、本件株式交換比率がニデックオーケーの株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本件株式交換のリーガル・アドバイザーとして、弁護士法人大江橋法律事務所を選定し、本件株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、弁護士法人大江橋法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。

他方、ニデックオーケーは、本件株式交換のリーガル・アドバイザーとして、弁護士法人淀屋橋・山上合同を選定し、本件株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、弁護士法人淀屋橋・山上合同は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。

（５）利益相反を回避するための措置

ニデックオーケーは、当社が、ニデックオーケー株式会社 15,853,444 株（2022 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 23,798,708 株（自己株式を除く）に占める議決権数の割合にして 66.61%）を保有しており、ニデックオーケーが当社の連結子会社に該当することから、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

① ニデックオーケーにおける独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

ニデックオーケーは、2022 年 8 月 8 日、本件株式交換に係るニデックオーケーの意思決定に慎重を期し、また、ニデックオーケー取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締

役会において本件株式交換を行う旨の決定をすることがニデックオーケーの少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、当社と利害関係を有しておらず、ニデックオーケーの社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている古川実氏、ニデックオーケーの監査等委員かつ社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている岩村スティーブ氏及び岡田祐輝氏（弁護士法人御堂筋法律事務所）の3名により構成される本件特別委員会を設置しました。なお、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしています。

本件株式交換を検討するに当たって、本件特別委員会に対し、（i）本件株式交換の目的は合理的と認められるか（本件株式交換がニデックオーケーの企業価値向上に資するかを含む。）、（ii）本件株式交換の条件（本件株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性が担保されているか、（iii）本件株式交換において、公正な手続を通じたニデックオーケーの株主の利益への十分な配慮がなされているか、（iv）上記（i）乃至（iii）を踏まえ、本件株式交換はニデックオーケーの少数株主にとって不利益でないか、（以下（i）乃至（iv）を総称して「本件諮問事項」といいます。）について諮問しました。

本件特別委員会は、2022年8月23日から2022年12月12日までに、会合を合計14回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本件諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、ニデックオーケーが選任した第三者算定機関であるAGSコンサルティング及び法務アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、ニデックオーケーからは、ニデックオーケーの事業内容・事業環境、主要な経営課題、本件株式交換によりニデックオーケーの事業に対して想定されるメリット・デメリット、株式交換比率の前提となるニデックオーケーの事業計画の策定手続等について説明を受けたほか、当社に対して本件株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、当社から、本件株式交換の目的、本件株式交換に至る背景・経緯、本件株式交換を選択した理由、本件株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、ニデックオーケーの法務アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同から、本件株式交換に係るニデックオーケーの取締役会の意思決定の方法・過程等、本件特別委員会の運用その他の本件株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。さらに、ニデックオーケーは、第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対して、当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本件特別委員会は、AGSコンサルティングから財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について報告並びに本件株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本件特別委員会は、当社とニデックオーケーとの間における本件株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、当社から本件株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、ニデックオーケーに意見する等して、当社との交渉過程に実質的に関与しております。

本件特別委員会は、かかる手続を経て、本件諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、（i）本件株式交換は、ニデックオーケーケーの企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、合理性があると認められる旨、（ii）本件株式交換の条件には公正性が認められる旨、（iii）本件株式交換に係る交渉過程の手続には公正性が認められる旨、及び（iv）上記（i）乃至（iii）を踏まえ、本件株式交換の決定がニデックオーケーケーの少数株主にとって不利益なものではない旨が記載された答申書を、2022年12月12日付で、ニデックオーケーケーの取締役会に対して提出しております。本件特別委員会の意見の概要は以下の通りです。

（i）本件株式交換の目的の正当性・合理性（本件株式交換がニデックオーケーケーの企業価値向上に資するかを含む。）

ニデックオーケーケーは、従来、欧米はじめ海外市場において製品力について高い評価を受けてきたものの、近年の経営混乱によってアジア市場、欧米市場で大きくシェアを落としているという現状がある。また、国内における営業活動に傾注し、変化の激しい海外展開を先延ばしにしてきた結果、業務効率改善の遅れもあり、工作機械業界全体の外需比率の高まりに追従できなかったという経営課題が認められる。

そこで、ニデックオーケーケーは、経済のグローバル化が加速する状況において、厳しいグローバル競争に打ち勝ち飛躍的な事業成長を果たすためには、これまで以上に開発投資や人材投資を果敢に実行し、新製品・新市場・新技術への取組みを一段と加速していくことの重要性がさらに高まっていると考えている。

ニデックオーケーケーは、当社による完全子会社化により、迅速な経営判断のもと、当社の経営資源、特に当社マシンツールの工作機械事業の要素技術開発、製造、営業その他の経済資源をより迅速かつ効果的に活用することが可能となり、上記課題を解決・改善することが期待でき、総合工作機械メーカーとしての展開、国内・海外販売力の強化、技術集結による新製品の開発、生産拠点の補完と増強というシナジーが見込まれると考えている。

他方で、本件株式交換を実施することでニデックオーケーケーは非上場化されることになるところ、知名度の向上による優れた人材の確保や社会的な信用力の向上等の一般的な上場メリットが失われる可能性がある。しかし、ニデックオーケーケーのブランドが失われるわけではなく、当社の完全子会社となることによる信用補完も見込まれるため、ニデックオーケーケーが非上場会社となることによるデメリットは限定的であると評価できる。以上のとおり、本件株式交換の実施によりニデックオーケーケーに見込まれるシナジー等の重要性が認められる一方で、デメリットが限定的であることに鑑み、本件株式交換は、ニデックオーケーケーの企業価値の向上に資するものであると評価でき、本件株式交換の目的は正当であり、合理性があると認められる。

（ii）本件株式交換の条件（本件株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性

（a）株式交換比率

本件株式交換比率は、市場株価法による算定レンジの上限値であり、DCF法による算定レンジの範囲内であることが認められる。なお、本件特別委員会は、AGSコンサルティング及びニデックオーケーケーに対して、評価手法の選択、DCF法における算定の基礎となるニデックオーケーケーの財務予測等に関する質疑応答を行い、将来の財務予測については具体的な資料に基づき検討した結果、これらについて一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。また、2022年10月24日公表の「第2四半期連結業績予想と実績値の差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」以降の株価動向も、ニ

ニデックオーケーの企業価値の実態を反映しているものとして、算定の基礎に含まれていることを確認した。

本件株式交換比率は、DCF法による算定結果の中央値を下回るものの、市場株価法による算定レンジの上限値であること、本件においては、大きなシナジーが見込まれること、複数回の株式交換比率の提案を受け交渉した結果であるということ、当社株式は、市場における流動性の高さ及び中長期的に見た場合の配当に対する期待という点においてもニデックオーケー株式を上回るものであること、ニデックオーケーの経営課題を踏まえると本件株式交換の必要性が高く、相当性があることも考慮にいと、本件株式交換比率は、少数株主にとって不利益とはいえない水準であると判断する。

(b) 交渉過程の公正性の公正性

下記 (iii) 「本件株式交換に係る手続（交渉過程及び意思決定に至る過程を含む。）の公正性」に記載のとおり、本件株式交換に至る交渉過程の手続は公正であると認められる。そして、本件株式交換比率は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(c) 本件株式交換の実施方法や対価の種類の妥当性

本件株式交換は、ニデックオーケーの株主に対して、当社株式を割当交付するものであるところ、ニデックオーケーの株主は、当社株式の保有を通じて、本件株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現による当社グループの事業発展・収益拡大、その結果としての当社株式の価格上昇等の利益を享受することができる。また、当社株式は、東京証券取引所プライム市場において取引が可能であることから、本件株式交換後、随時現金化の機会も確保できることを踏まえれば、本件株式交換の実施方法や対価の種類については妥当であると認められる。

(d) 小括

以上の点に加えて、その他本件株式交換の取引条件について不合理な点は認められないことを考慮すれば、本件株式交換比率を含む本件株式交換の取引条件は妥当であると認められる。

(iii) 本件株式交換に係る手続（交渉過程及び意思決定に至る過程を含む。）の公正性

(a) 特別委員会の交渉過程への関与

ニデックオーケーは、本件株式交換がいわゆる「支配株主による従属会社の買収」として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本件株式交換に係る手続の公正性の担保、本件株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本件特別委員会を設置した。

ニデックオーケーは、本件特別委員会を設置するに際し、本件特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には本件株式交換に賛同しないことを取締役会においてあらかじめ決定している。その上で、ニデックオーケー及び本件特別委員会は、ファイナンシャル・アドバイザーであるりそな銀行を窓口として、株式交換比率に係る交渉を複数回実施した結果、株式交換比率の合意に至ったものであり、本件株式交換比率は当社によって一方的に定められたものではなく、ニデックオーケーが十分な交渉力をもって真摯かつ継続的に交渉を行った結果であると認められる。

なお、りそな銀行の独立性について、りそな銀行は、当社及びニデックオーケーに対し融資を行っており、また、ニデックオーケーの株主たる地位も有しているが、りそな銀行の社内において、ファイナンシャル・アドバイザー業務並びにニデックオーケーの株式を保有する同社の別部署及び融資業務を担当する同社の別部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じているとのことであり、本件特別委員会は、り

そな銀行が当社及びニデックオーケーから独立しており、M&Aに関する高度の専門性を有していると判断した。

(b) 外部専門家の独立した専門的助言等の取得

ニデックオーケーは、ニデックオーケーの取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、本件特別委員会において承認され当社及びニデックオーケーから独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同から当社に対する法務デュー・ディリジェンスの報告結果やその他法的助言・意見等を取得するとともに、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの報告結果や株式交換比率算定書を取得している。

(c) 利害関係を有しない取締役全員の承認

ニデックオーケーの取締役9名のうち、西本達也氏、芝田雄輝氏、北尾宜久氏及び若林謙一氏の4名は、本件株式交換に関して当社との間で利益相反関係が存在するため、本件株式交換に係る取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、その他本件株式交換に係る協議・交渉・検討の過程に一切参加・関与していない。

また、上記のほか、当社の利害関係者が本件株式交換に係る協議・交渉・検討の過程に直接又は間接に関与し、本件株式交換に不当な影響を与えたことを推認させる事実は特段認められない。

(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本件株式交換はニデックオーケーの少数株主にとって不利益でないか

上記(i)乃至(iii)その他の事項を踏まえ慎重に検討した結果、本件株式交換はニデックオーケーの少数株主にとって不利益ではない。

② ニデックオーケーにおける、利害関係を有しない取締役（監査等委員であるものを含む。）全員の承認

本日開催のニデックオーケー取締役会では、ニデックオーケー取締役9名のうち、西本達也氏、芝田雄輝氏、北尾宜久氏及び若林謙一氏の4名は、当社又は当社の完全子会社の役職員を兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、西本達也氏、芝田雄輝氏、北尾宜久氏及び若林謙一氏を除く他の5名の取締役（監査等委員であるものを含みます。）において審議の上、その全員一致で、本件株式交換を行うことの決議を行いました。なお、同じく利益相反を回避する観点から、西本達也氏、芝田雄輝氏、北尾宜久氏及び若林謙一氏は、いずれも本件株式交換に関する協議及び交渉に参加しておりません。

3. 本件株式交換の対価として当社株式を選択した理由

当社及びニデックオーケーは、本件株式交換による当社の普通株式の取得を通じて、引き続きニデックグループの成長及び本件株式交換により生じることが期待されるシナジーの実現による利益を享受いただくことが、ニデックオーケーの株主の皆様様の利益に資すると考えられる一方、当社の普通株式は東京証券取引所プライム市場において取引が可能であり、本件株式交換後、随時現金化の機会を確保できることから、本件株式交換において当社株式が対価とされることは、ニデックオーケーの株主の皆様様の利益の観点で望ましいスキームであると考えております。

4. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本件株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が別途適当に定める金額とします。かかる扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
次ページ以降をご参照ください。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症による不透明な状況の中、国内・国外ともに回復傾向で推移しました。

米国においては、自動車関連に落ち着きは見られますが、各業種では依然として高水準であり、欧州においては、ウクライナ情勢などの地政学的リスクの高まりがありますが、好調を維持しております。

中国においては、EV関連などで活発な状況が続き、その他アジアにおいても緩やかな回復が続きました。

我が国経済においては、半導体不足による自動車の減産や、部品・部材不足による工作機械の長納期化など懸念はありますが、需要は堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループでは、中長期経営計画「Re:Neo Challenge - リ:ネオチャレンジ-」達成に向けた施策に取り組んでまいりました。

生産部門においては「受注生産方式」を導入し、主力機種については仕様によって異なる部位をあらかじめモジュール単位で在庫管理し、仕様決定と同時に最終工程まで組み立てる「受注組立方式」に着手し、短納期化を進めました。

営業部門においては、機械本体を販売する「マシンセールス」、既存のお客様へ訪問しメンテナンス、オーバーホール等を提案する「カスタマーセールス」に分け、積極的な営業活動を展開しました。

技術面においては、4月にアフターコロナ・ウィズコロナを見据え自動化・省力化に対応する製品としてワークの心出し作業の省力化を図る「匠AIシリーズ3Dマイスター」を、10月には当社の主力商品であるVM/Rシリーズを更新した「VM/RⅡシリーズ」として「VM43RⅡ」「VM53RⅡ」「VM76RⅡ」を発表いたしました。

また、10月に久々の大規模リアル展示会「メカトロテックジャパン2021」が名古屋で開催され、当社においても複数の製品を出展し、感染症対策を行いながら、積極的な交流を行い当社の技術力をアピールいたしました。

そして、11月18日に当社は日本電産株式会社に対し、資本提携契約締結および第三者割当による新株式の発行を行うことを決議し、2月1日に日本電産株式会社を親会社とする日本電産グループの企業として新たなスタートを切りました。日本電産グループ企業となったことで、グループ企業間でのシナジー効果の創出、新たな経費削減策への取り組み等、短期間で業績の改善が見られております。

しかしながら、第4四半期については回復が見られましたが、近年の業績不振や不適切な会計処理および不正行為に起因する決算の遅れなどの影響から、年初より受注低迷が続いたことで、売上・利益ともに低調な結果となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は13,791百万円（前連結会計年度比14.1%増）となり、営業損失は1,039百万円（前連結会計年度は営業損失2,755百万円）、経常損失は1,174百万円（前連結会計年度は経常損失2,474百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,304百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2,425百万円）となりました。

》事業報告

部門別連結売上高および概要は次のとおりであります。

部 門	金 額	前年度比増減率	構成比
工 作 機 械	13,018	17.4	94.4
そ の 他	773	△21.9	5.6
合 計	13,791	14.1	100.0
(う ち 海 外)	(5,137)	(7.9)	(37.3)

●工作機械

国内については近年の業績不振や不適切な会計処理及び不正行為に起因する決算の遅れなどによる影響から低迷が続き売上高は7,922百万円（前連結会計年度比24.1%増）となりました。海外についても、徐々に回復は見られますが、低調な状況が続き売上高は5,095百万円（前連結会計年度比8.2%増）となりました。この結果工作機械全体の売上高は13,018百万円（前連結会計年度比17.4%増）となりました。

●その他

売上高773百万円（前連結会計年度比21.9%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は283百万円であり、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・機械設備更新、猪名川製造所内のインフラ整備ならびに子会社等を含めた機械装置および工具等

当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・機械設備更新と保全、環境に配慮した構内照明のLED化等の他、猪名川製造所内のインフラ整備ならびに子会社等を含めた機械装置および工具等

3. 資金調達の状況

当社は、親会社である日本電産株式会社との間でグループファイナンスに関する契約を締結しております。

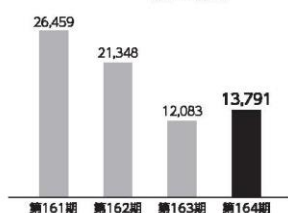
4. 財産および損益の状況の推移

区 分	第161期 (2018年4月から 2019年3月まで)	第162期 (2019年4月から 2020年3月まで)	第163期 (2020年4月から 2021年3月まで)	第164期(当期) (2021年4月から 2022年3月まで)
売上高 百万円	26,459	21,348	12,083	13,791
経常利益又は経常損失 百万円	520	2	△2,474	△1,174
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 百万円	444	△9,159	△2,425	△1,304
1株当たり当期純利益又は当期純損失 円	56.20	△1,159.27	△306.57	△124.93
総資産 百万円	48,097	34,444	32,387	32,784
純資産 百万円	20,176	10,735	8,768	12,995

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、上記に記載されている当期の数値については、当該会計基準等を適用後の数値を記載しております。

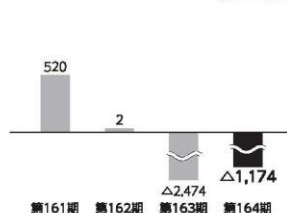
売上高

(単位:百万円)



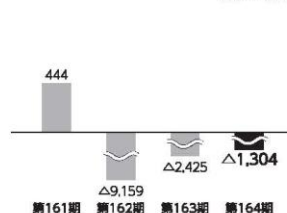
経常利益又は経常損失

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失

(単位:百万円)



》事業報告

5. 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、世界経済においては、新型コロナウイルス感染症の影響や欧州における地政学的リスクなど引き続き不透明な状況は続いておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じる中で各国における行動制限の緩和などを背景に、景気は回復基調で推移すると思われます。

我が国経済につきましても原材料の高騰や部品不足による長納期化など懸念材料はありますが、半導体関連、自動車関連を中心に設備投資の増加が期待されます。

このような状況下、当社では営業面において、遅れておりました海外営業拡充のため、国際営業部を新設するなど海外営業基盤の強化を進め、また国内営業については営業担当者一人ひとりが月に100件の顧客訪問を行うことで、新規顧客、既存顧客にとらわれず潜在ニーズを引出し、受注拡大につなげてまいります。

生産面においては受注の増加に対応するため、在庫の精査、徹底した管理で生産性向上を目指します。

開発部門については、今まで以上に開発のスピード化を図り、新製品を世間にアピールすることで市場価値を高めてまいります。

日本電産グループ企業となったことで、グループ価格での購買などによる徹底した経費削減、またグループ企業とのシナジー効果を創出し、業績拡大を進めてまいります。

当社グループは、過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、特別調査委員会を設置し、調査を進めた結果、過去より当社の棚卸資産（仕掛品）の残高が過大に計上されていたことが判明いたしました。当社は特別調査委員会からの提言も踏まえ、再発防止案を策定し、2021年12月1日、東京証券取引所に改善報告書として提出しました。これらの施策を着実に実行し、全社統制を意識した組織の構築を図り、内部統制の整備・運用を徹底し信頼回復に努めてまいります。

引き続き全社一丸となってこれらの諸施策を着実に実行し業績向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、何とぞ変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な親会社および子会社の状況（2022年3月31日現在）

①親会社の状況

当社の親会社は日本電産株式会社であり、同社は当社の株式を15,853千株（議決権比率66.76%）保有しております。

なお、同社は2022年2月1日に実施いたしました第三者割当増資により当社の親会社に該当することになりました。

②親会社との間の取引に関する事項

（ア）当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社が親会社との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由およびその必要性、取引条件およびその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

（イ）当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断およびその理由

当該取引は、当社が社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

（ウ）取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③親会社との重要な財務の方針に関する契約等

当社は、2022年2月、親会社である日本電産株式会社との間で、グループファイナンスに関する契約を締結しております。

④子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
大豊機工株式会社	百万円 94	100.0 %	工作機械の一部の製造および水道メーターの製造・販売
OKKテクノ株式会社	10	100.0	工作機械の部品の製造
OKK USA CORPORATION	千米ドル 2,750	100.0	工作機械の販売および技術サービス
OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.	百万タイバツ 232	97.4 (0.1)	工作機械の一部の製造・販売および技術サービス

(注) 1. 当社の出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 当社は2022年6月30日付で、OKKテクノ株式会社を吸収合併する予定です。

》事業報告

7. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

下記製品の製造および販売を行っております。

主要営業品目の主な内容は次のとおりであります。

- 工作機械 ：マシニングセンタ、NCフライス盤
 汎用フライス盤、専用工作機械
- 水道メーター：各種水道メーター、上下水道計装システム
 水道料金システム

8. 主要な営業所および工場（2022年3月31日現在）

①当社の主要な営業所および工場

名 称	所在地
本店	兵庫県伊丹市
東京支店	埼玉県さいたま市
名古屋支店	愛知県名古屋市
広島支店	広島県広島市
福岡営業所	福岡県福岡市
猪名川製造所	兵庫県伊丹市
東京テクニカルセンター	埼玉県さいたま市

（このほか国内各地に営業所を9カ所設置しております。）

②当子会社の主要な営業所および工場

名 称	所在地
大豊機工株式会社	兵庫県豊岡市
OKKテクノ株式会社	兵庫県川西市
OKK USA CORPORATION	米国イリノイ州
OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.	タイ国バンコク都

9. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
813名	55名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
553名	53名増	41.4歳	15.1年

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、企業集団の臨時従業員22名、当社の臨時従業員15名は含まれておりません。

10. 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
日本電産株式会社	7,338 百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

【継続企業の前提に関する重要事象等】

当社グループを取り巻く経済環境は、一部で部品不足による生産の落ち込み等が見られるものの、国内外の経済活動においては新型コロナウイルス感染症による停滞より回復基調で推移しております。しかしながら新型コロナウイルス感染症の再拡大や要素部品不足による納期遅延等、さらにウクライナ問題による地政学的リスクの動向、原材料価格の高騰等、当面は不透明な状況は続くと思われまます。

そのような中で、当連結会計年度においては売上高が13,791百万円と前連結会計年度と比較して14.1%増と改善したものの、営業損失は1,039百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は1,304百万円となり、前連結会計年度に引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象が存在しております。

当該事象の解消策として、当連結会計年度において、営業基盤の見直し、営業体制の強化、製品在庫削減に向けた受注生産方式（モジュール化）の導入、また急速に広がりつつある自動化・省力化に対応する製品としてワークの心出し作業の省力化を図る「匠AIシリーズ3Dマイスター」を4月に発表し、10月には当社の主力商品であるVM/Rシリーズを更新した「VM/RⅡシリーズ」として「VM43RⅡ」「VM53RⅡ」「VM76RⅡ」を発表、同月に名古屋で開催された「メカトロテックジャパン2021」に「VM53RⅡ」他複数の製品を出展し、お客様の生産性の向上に貢献してまいりました。今後も継続して構造改革を推し進め、さらなる新規顧客の開拓および新商品の市場への供給による売上の拡大、製品在庫の削減、人件費その他のコスト低減等を遂行してまいります。

その一方、当社グループにおける内部統制の不備や運用上の認識不足等により財務報告等に重大な誤りが発見され、過年度遡及による訂正を行う事態となり、当社グループの信用は大きく毀損する事態となっております。

しかしながら、2021年11月18日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当増資による新株式発行に関し、2022年2月1日に割当先を日本電産株式会社とした発行価格の総額5,478百万円の払込みが完了いたしました。また、同日付けで日本電産株式会社の連結子会社となりましたので、今後の資金繰りに懸念はないと判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

》事業報告

2 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 24,000,000株

2. 発行済株式総数 24,000,000株
(自己株式205,413株を含む。)

3. 株主数 7,093名

4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本電産株式会社	15,853 千株	66.63 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	615	2.59
日本証券金融株式会社	449	1.89
OKK取引先持株会	401	1.69
秋元 利規	250	1.05
株式会社りそな銀行	169	0.71
OKK会持株会	130	0.55
OKK従業員持株会	128	0.54
本田 大介	103	0.44
三菱電機株式会社	100	0.42

(注) 1. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は自己株式205千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、自己株式には役員向け株式給付信託が保有する当社株式15千株は含まれておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)	6,697株	3名
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)	1,240株	1名
社外取締役	—	—

3 会社役員に関する事項

1. 当事業年度末日における取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 本 佳 秀	技術本部・営業本部・経営企画室担当
取 締 役	足 立 圭 介	上席執行役員猪名川製造所長兼管理本部長
取 締 役	冨 田 廣 智	上席執行役員統轄本部長兼品質保証部担当
取 締 役	古 川 実	ユニチカ株式会社 社外取締役 株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役 株式会社池田泉州銀行 非業務執行取締役
取 締 役	大 栗 育 夫	株式会社長谷工コーポレーション 相談役 佐藤商事株式会社 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	野 中 浩 二	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 浦 善 弘	MYKアドバイザー株式会社 代表取締役 公認会計士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	岡 田 祐 輝	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー 弁護士 日世株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役古川実および大栗育夫、監査等委員である取締役三浦善弘および岡田祐輝の4氏は、社外取締役であります。
 2. 監査等委員である取締役三浦善弘氏は、公認会計士の資格を有しており、豊富な海外での勤務経験ならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、取締役古川実および大栗育夫、監査等委員である取締役三浦善弘および岡田祐輝の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 4. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、野中浩二氏を常勤の監査等委員として選定し、情報収集その他内部統制部門との連携を強化するものであります。
 5. 取締役古川実および大栗育夫、監査等委員である取締役三浦善弘および岡田祐輝の4氏の重要な兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

》事業報告

2. 当事業年度中の取締役の異動

①就任

2021年11月10日開催の臨時株主総会において、富田廣智氏が取締役に、野中浩二氏が監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。

②退任

2021年11月10日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、取締役浜辺義男氏、監査等委員である取締役道岡幸二氏が辞任により退任いたしました。

③当事業年度中の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
森 本 佳 秀	取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長	取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長	2021年6月25日
浜 辺 義 男	取締役社長兼経営企画室長	代表取締役社長兼経営企画室長	2021年8月13日
森 本 佳 秀	代表取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長	取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長	2021年8月13日
足 立 圭 介	代表取締役上席執行役員 管理本部長兼輸出管理部担当	取締役上席執行役員管理本部長 兼輸出管理部担当	2021年8月13日
足 立 圭 介	取締役上席執行役員 管理本部長兼輸出管理部担当	代表取締役上席執行役員 管理本部長兼輸出管理部担当	2021年11月10日
森 本 佳 秀	代表取締役社長 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長兼経営企画室長兼 営業本部担当	代表取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長	2021年11月10日
森 本 佳 秀	代表取締役社長 技術本部・営業本部・経営企画 室担当	代表取締役社長 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長兼経営企画室長兼 営業本部担当	2022年2月1日
足 立 圭 介	取締役上席執行役員 猪名川製造所長兼管理本部長	取締役上席執行役員 管理本部長兼輸出管理部担当	2022年2月1日
富 田 廣 智	取締役上席執行役員 統轄本部長兼品質保証部担当	取締役上席執行役員 統轄本部長兼カスタマーサポー ト部担当兼品質保証部担当	2022年2月1日

④当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
森 本 佳 秀	代表取締役社長執行役員 品質保証部担当	代表取締役社長 技術本部・営業本部・経営企画 室担当	2022年4月1日
足 立 圭 介	取締役執行役員 猪名川製造所長兼管理本部長兼 関連会社管理部長	取締役上席執行役員 猪名川製造所長兼管理本部長	2022年4月1日
富 田 廣 智	取締役執行役員 管理本部副本部長	取締役上席執行役員 統轄本部長兼品質保証部担当	2022年4月1日

(注) 2022年5月13日をもって、取締役富田廣智氏は、辞任により退任いたしました。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間に当社役員・管理職および子会社役員を被保険者として保険料を全額会社負担とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。

ただし故意である事実を被保険者が書面にて認諾するか、裁判その他の確定的な判断をもって認定された場合には、免責が適用されることとなります。

》事業報告

5. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		業績連動報酬		
		金銭報酬	非金銭報酬	金銭報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く。)	56	53	2	—	—	6
（うち社外取締役）	(10)	(10)	—	—	—	(2)
取締役(監査等委員)	24	23	0	—	—	4
（うち社外取締役）	(10)	(10)	—	—	—	(2)

- (注) 1. 上記報酬等の額には譲渡制限付株式の付与による報酬額として、3百万円(取締役(監査等委員を除く。))2百万円、取締役(監査等委員)0百万円)を含んでおります。
2. 上記の人数には2021年11月10日開催の臨時株主総会終結の時をもって選任した取締役1名、監査等委員1名を含んでおります。
3. 当社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額は2016年6月28日開催の第158回定時株主総会において年額2億円以内(うち社外取締役分3,000万円以内)と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役1名)です。2019年6月26日開催の第161回定時株主総会において、その範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬が年額2,000万円以内(社外取締役を除く。)として決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名(社外取締役を除く。)です。(いずれも使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)
- また当該報酬とは別枠で2019年6月26日開催の第161回定時株主総会において、7事業年度で1億円の金銭提出を上限とする業績連動型株式報酬が決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名(社外取締役を除く。)です。
4. 当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は2016年6月28日開催の第158回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役2名)です。2019年6月26日開催の第161回定時株主総会において、その範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬が年額500万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は1名(社外取締役を除く。)です。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、全ての指名報酬委員会メンバーが出席しております。

当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針に従って決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)の報酬は、業績の反映と株主との価値の共有という観点から、固定報酬である月額報酬、株式報酬(持株口)と、経営業績の達成度によって変動する業績連動報酬(役員賞与、業績連動報酬、株式報酬(業績連動口))から構成する。

社外取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、業績に連動しない固定報酬の月額報酬のみとする。

監査等委員の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から、業績に連動しない固定報酬の月額報酬のみとする。但し、常勤の監査等委員に限り、業績に連動しない株式報酬(持株口)も支給する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬額については、報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

2. 月額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）の月額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責毎に設定し、同一役位内でも、個別の役員の前年度の実績および考課に応じて一定の範囲で昇給が可能な仕組みとする。

社外取締役（監査等委員を除く。）および監査等委員の月額報酬は、それぞれの役割に応じて金額を設定した月例の固定報酬のみを支給する。

3. 業績連動報酬等および非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(a) 役員賞与

利益の分配の観点から、配当を実施した年度に限り、為替差損益の影響を排除した調整後親会社株主に帰属する当期純利益を指標として、毎年、一定の時期に金銭報酬を支給する。当事業年度においては配当を実施せず、実績については親会社株主に帰属する当期純損失1,304百万円であったため支給していません。

(b) 業績連動報酬

企業本来の営業活動の成果を表す営業利益の公表数値を指標とし、達成した場合、役職毎に定めた割合の加算額を翌年度の月額報酬に加算して支給する。当事業年度においては公表数値が連結営業損失340百万円のため支給されない見込みであります。なお実績は連結営業損失1,039百万円であります。

(c) 株式報酬（業績連動口）

中長期経営計画の業績目標の達成度に応じて、当社株式を支給するものであり、取締役および上席執行役員（以下、取締役等という。）の報酬と当社の業績および株式価値の連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

各対象期間中の各事業年度における役職および業績達成度に応じて各事業年度にポイントを付与する信託型株式報酬制度である。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算される（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行う。）。株式給付の時期は、原則として役員の退任時とする。

業績達成度を評価する指標は、連結営業利益率および連結売上高とし、算定式は次のとおりとする。

なお、当事業年度においては、連結営業損失1,039百万円、連結売上高13,791百万円であったため支給されない見込みであります。

》事業報告

【算定式】

《各対象者の株式給付ポイント》

$$\text{株式給付ポイント} = \text{期間毎における上限付与ポイント数(i)} \times \text{役職別基本ポイント比率(ii)} \\ \times \text{業績連動係数(iii)} \div 100$$

(i)期間毎における上限付与ポイント数

期間①：2019年4月1日から2023年3月31日まで

業績連動目標	上限付与ポイント数
目標①：連結営業利益率8%	15,000
目標②：連結営業利益率9%、連結売上高400億円	35,000

期間②：2023年4月1日から2026年3月31日まで

業績連動目標	上限付与ポイント数
目標③：連結営業利益率10%、連結売上高500億円	50,000

* 期間①における上限付与ポイント数は、目標①が達成できるまでは、15,000ポイント、達成後の期間は35,000ポイントとなる。

期間①において、目標①、②を達成した場合は、期間が繰り上がり、以後の上限付与ポイント数は50,000ポイントとなる。

(ii)役職別基本ポイント比率

基準日における対象者の役職（対象者が役職を兼務する場合にあっては、主たる役職）に応じて次のとおり決定される。

役職別基本ポイント比率 = 役職別基本ポイント ÷ 役職別基本ポイントの合計 × 100（小数点4位を切り捨て）

役職別基本ポイントの合計 = 役職別基本ポイントに対象者数を乗じた役職別基本ポイントの合計

【役職別基本ポイント】

所属会社	役 職・資格等級	役職別基本ポイント
O K K 株式会社	取締役社長	1,000
	取締役専務執行役員	700
	取締役常務執行役員	500
	取締役	300
	上席執行役員	200

(注1) 取締役は、社外取締役および監査等委員である取締役を除く。

(注2) 執行役員は、会社と委任契約を締結している者に限る。

(ii)業績連動係数

各期間の業績連動目標ごとの達成度に応じて目標別業績連動係数を次表に基づき算出する。なお、各業績連動目標の連動係数の合計は1.0を上限とする。

【業績連動係数】

期間①：2019年4月1日から2023年3月31日まで

	業績連動目標ごとの達成度	業績連動係数
目標①	連結営業利益率(8%)の目標達成	1.0
	連結営業利益率(8%)未達	0.0
目標②	連結営業利益率(9%)および連結売上高(400億円)ともに目標達成	1.0
	連結営業利益率(9%)および連結売上高(400億円)いずれかの目標達成	0.1
	連結営業利益率(9%)および連結売上高(400億円)いずれとも目標未達	0.0

期間②：2023年4月1日から2026年3月31日まで

	業績連動目標ごとの達成度	業績連動係数
目標③	連結営業利益率(10%)および連結売上高(500億円)ともに目標達成	1.0
	連結営業利益率(10%)および連結売上高(500億円)いずれかの目標達成	0.1
	連結営業利益率(10%)および連結売上高(500億円)いずれとも目標未達	0.0

* 期間①における業績連動目標は、目標①が達成後の期間は目標②となる。

期間①において、目標①、②を達成した場合は、期間が繰り上がり、以後の期間は目標③となる。

なお、2020年5月27日に新中長期経営計画を公表し、新中長期経営計画再生フェーズ（2020年度～2023年度）における目標数値は、現在の業績連動係数期間1：目標①連結営業利益率8%と相違はない。

期間1の期間満了または目標①の達成を目的に株式給付規程の改定を実施する。

》事業報告

(d) 株式報酬（持株口）

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主と価値共有を進めることを目的として、月額報酬の一部を減額し、その代替として譲渡制限付株式を毎年、一定の時期に当社株式で支給する。

取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合や当社と取締役との間で締結する契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、本株式の全部または一部を無償で取得する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）の金銭報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等の構成割合は、業績目標の100%達成において、金銭報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝1：0.4～0.6：0.2～0.3とし、上位の役位ほど業績連動報酬および非金銭報酬の割合が高まる構成としている。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役社長が株主総会で決議された総額の範囲内で各取締役の株式報酬以外の報酬の配分について委任を受けるものとする。委任を受けた取締役社長は、独立社外取締役で構成する指名報酬委員会に原案を諮問し、答申を得た内容に従って決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

各取締役の株式報酬以外の報酬の配分を委任することとした理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには取締役社長が適していると判断したためであります。

当事業年度における当社の取締役の報酬等の額については、取締役社長浜辺義男（当時）が作成した取締役の個人別の報酬案に対し、2021年6月25日開催の指名報酬委員会にて、報酬の総額が株主総会で決議された範囲内であることの確認と、取締役各人毎の報酬額の審議を経て、同日開催の取締役会の決議により決定しております。

また、2021年11月10日開催の臨時株主総会において選任された取締役の報酬等の額については、取締役社長森本佳秀が作成した取締役の個人別の報酬案に対し、同日、同様の手続きを経て決定しております。

6. 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役古川氏は、コニチカ株式会社社外取締役、株式会社池田泉州ホールディングスおよび株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役であります。当社とこれら3社との間には、特別な関係はありません。
- ・社外取締役大栗育夫氏は、株式会社長谷工コーポレーション相談役および佐藤商事株式会社社外取締役であります。当社と株式会社長谷工コーポレーションとの間には、特別な関係はありません。当社と佐藤商事株式会社との間には、製品販売等の取引関係があります。
- ・社外取締役三浦善弘氏は、MYKアドバイザー株式会社代表取締役であります。当社と同社との間には、特別な関係はありません。
- ・社外取締役岡田祐輝氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナー弁護士および日世株式会社社外監査役であります。当事業年度において、当社と弁護士法人御堂筋法律事務所の間では委任契約がございましたが、当該支払額は当社の連結売上高の0.2%未満であり、社外取締役の独立性に影響をおよぼすような重要な関係はありません。当社と日世株式会社との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古 川 実	当事業年度に開催された取締役会21回中20回に出席いたしました。主に企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社経営を監督し適宜発言を行うなど適切な役割を果たしております。
	大 栗 育 夫	当事業年度に開催された取締役会21回中21回の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社経営を監督し適宜発言を行うなど適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	三 浦 善 弘	当事業年度に開催された取締役会21回中21回の全てに出席し、監査等委員会17回中17回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての企業会計に関する幅広い知識と豊富な経験による専門的見地から適宜発言を行っており、当社の監査業務の遂行において適切な役割を果たしております。
	岡 田 祐 輝	当事業年度に開催された取締役会21回中19回に出席し、監査等委員会17回中17回の全てに出席いたしました。主に弁護士として企業法務に精通した専門的見地から適宜発言を行っており、当社の監査業務の遂行において適切な役割を果たしております。

》事業報告

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 監査法人やまぶき

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年10月6日の2021年3月期の会計監査業務終了の時をもって退任いたしました。

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①当社が支払うべき報酬等の額	37百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、OKK USA CORPORATIONおよびOKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性と適正性、従前の事業年度における職務執行状況等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

当社は、監査法人やまぶきに対して監査受託前の予備調査費として8百万円、日本電産株式会社の子会社化に伴う開始貸借対照表手続費2百万円を支払っております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に係る議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制および方針

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備についての基本方針を以下のように定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動規程」および「コンプライアンス基本規程」を策定し、役職員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、役職員の研修等を通じて周知徹底を図っております。

また、職務の執行に際して内部統制の有効性を検証し、「経営理念」および「企業行動規程」の運用状況を検証するため、経営管理室を設置しております。

さらに、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し重要事項について審議するとともに、コンプライアンス実践教育の実施等により、コンプライアンス体制の維持・管理を行っております。

また、職務の執行に際して法令チェックを担い、コンプライアンス教育の推進を図るため、コンプライアンス室を設置しております。

また、「社内通報規程」に基づき、意見・要望およびコンプライアンス違反の疑いのある行為等について、直接社内外の専門窓口に通報する「ヘルプライン」制度を導入しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報等については、「文書管理規程」に則り、その重要度に応じて適正に保存・管理し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、それらの文書および情報等を必要に応じて閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとの管理部署を定め、社長がリスク管理総括責任者となる体制をとっております。

また、各業務にかかわる種々のリスク（コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等）については、取締役会、経営会議において審議するとともに、それぞれのリスク管理部署において適切に管理しております。

》事業報告

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行い、透明性の高い経営に努めております。

取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を、原則月2回開催し、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項について、審議しております。

業務の運営については、将来の事業環境等を踏まえ中長期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向けて具体策を立案し、実行しております。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全体のコーポレートガバナンス、コンプライアンスおよび財務報告の適正性を確保するため、グループ間の連携を密にし、管理体制の強化を図っております。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項および職務執行に関する事項等について、当社と事前協議を行う事項と当社に報告すべき事項を定めて管理・運営しております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとの管理部署を定め、各社社長がリスク管理総括責任者となる体制をとっております。当社と子会社は、子会社情報交換会等を通じてリスク管理状況を共有し、その管理を実行しております。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と子会社は、子会社情報交換会等を開催して情報交換するとともに、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行っております。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「企業行動規程」および「コンプライアンス基本規程」を策定し、役職員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、役職員の研修等を通じて周知徹底を図っております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署を内部監査室と定め、必要に応じて、その職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けないものとします。さらに、当該職員の異動・懲戒にあたっては、監査等委員会と事前協議のうえ実施するものとします。

7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員である取締役は、重要な会議に出席、あるいは業務の運営状況につき適宜報告を受けることとしております。

当社グループの取締役および監査役ならびに使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループ会社に重大な影響をおよぼす事項等を速やかに報告することとしております。

また、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとします。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしております。また、グループ各社の監査役との連携も図ることとしております。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

監査等委員会が、その職務の執行上必要なものとしてあらかじめ計上した費用の他、緊急または臨時に支出した費用について、事後、償還を請求することができるものとしています。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

「企業行動規程」に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」と基本方針を規定しており、反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で対応します。また、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、対応マニュアルの整備等、対応できる体制を構築しております。

》事業報告

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制について

取締役会は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行い、透明性の高い経営に努めました。経営会議では、取締役および執行役員をメンバーとし、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項について審議いたしました。取締役会には監査等委員全員が出席。当事業年度においては、取締役会を21回、経営会議を24回開催いたしました。

さらに、代表取締役（社長）と社外取締役による情報交換会を6回開催し、取締役の執行状況の確認を始め、構造改革や執行部門における業務の取り組みや進捗状況、内部監査室・コンプライアンス室からの状況報告についての意見交換を実施しました。

また、コーポレートガバナンスコードにて求められる指名報酬委員会の役割として、取締役の選解任や報酬等に関する事項を協議するにあたり、指名報酬委員会を8回開催しました。

2. コンプライアンスについて

「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス上の重要事項を審議いたしました。「コンプライアンス基本規程」および、「ハラスメント防止規程」に基づき、定期的なコンプライアンス実践教育を実施。下記、「7. 当社による不適切な会計処理の改善措置について」に示す改善措置の一環として、全従業員向けにコンプライアンス意識に対するアンケート調査を行い、弁護士によるコンプライアンス研修(計2回)を実施。また、全従業員対象にeラーニング形式によるコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の改革に努めました。

さらに、子会社を対象とした研修を実施し、コンプライアンス体制の維持・管理に努めました。内部通報制度については、内部通報窓口を集約し、相談・通報窓口「OKKサポートデスク」に改め、通報者の保護を明記した新たなポスターを掲示して周知を図り、運用しております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を1回、全従業員対象のコンプライアンス研修および拠点等別の研修を計26回実施いたしました。

3. リスク管理について

「リスク管理規程」に基づき、各リスク項目の影響度の評価、対応策等をまとめてリスク管理状況報告とし、その定期的な見直しを実施してリスクの回避と低減に取り組みました。各業務にかかわる種々のリスクについては、取締役会、経営会議において審議するとともに、それぞれのリスク管理部署において管理いたしました。

4. 子会社管理について

「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項および職務執行に関する事項等について、当社と事前協議を行う事項と当社に報告すべき事項を定めて管理・運営を行いました。また、当社と子会社は、子会社の取締役会開催時、および海外子会社については子会社幹部会開催時に情報交換会等を開催して情報交換するとともに、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行いました。

5. 監査等委員の職務の執行について

監査等委員会は、3名の取締役（うち2名は非常勤の社外取締役）で構成され、原則として毎月1回定例の監査等委員会を開催し、臨時を含め当期は17回の開催となりました。社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、グループ各社の監査役および内部監査室との連携も図り、監査の実効性を確保いたしました。また、常勤監査等委員は、経営会議等重要な会議に出席し、業務の運営状況につき適宜報告を受け、あるいは、取締役および使用人へのヒアリング等を行い、監査等委員会等を通じて他の監査等委員と情報を共有しました。そういった活動を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認し、より健全な経営体制の確保に向けた助言等を行いました。

6. 内部監査の実施状況について

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査室は、内部監査基本計画に基づき、次に掲げる監査ならびにモニタリングを実施いたしました。

- ①内部統制システムの有効性について業務監査
- ②適用法令等の遵守状況監査
- ③財務報告に係る内部統制監査

7. 当社による不適切な会計処理の改善措置について

当社は、2021年9月17日付「特別調査委員会の調査報告受領に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、過去からの実在性のない仕掛品について不適切な費用処理が行われていたことが判明し、2021年10月6日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。本件事案を受けて2021年12月1日に株式会社東京証券取引所へその経緯および改善措置を記載した改善報告書を提出いたしました。

改善措置の策定と推進を目的として、2021年10月20日に社長を委員長とし各本部および関連部門の長を統括責任者とした改善・再発防止特別委員会を設置し、改善報告書に記載した改善措置の具体的な施策の決定、施策の実行、進捗状況および有効性の確認等を行っております。本委員会は毎月2回の開催を原則とし、当事業年度においては11回開催いたしました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

》連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,259	流動負債	11,545
現金及び預金	1,155	支払手形及び買掛金	1,475
受取手形、売掛金及び契約資産	4,458	電子記録債務	747
電子記録債権	514	短期借入金	8,149
商品及び製品	2,004	リース債務	166
仕掛品	3,207	未払法人税等	73
原材料及び貯蔵品	2,053	賞与引当金	54
CMS預け金	5,586	製品保証引当金	27
その他	403	その他	850
貸倒引当金	△126	固定負債	8,242
固定資産	13,524	長期借入金	569
有形固定資産	11,878	リース債務	619
建物及び構築物	308	繰延税金負債	6
機械装置及び運搬具	294	再評価に係る繰延税金負債	3,147
土地	10,770	退職給付に係る負債	3,842
リース資産	312	その他	57
建設仮勘定	80	負債合計	19,788
その他	111	(純資産の部)	
無形固定資産	91	株主資本	5,050
ソフトウェア	84	資本金	9,022
リース資産	4	資本剰余金	4,205
その他	2	利益剰余金	△7,724
投資その他の資産	1,554	自己株式	△453
投資有価証券	1,052	その他の包括利益累計額	7,933
長期貸付金	12	その他有価証券評価差額金	414
繰延税金資産	361	土地再評価差額金	7,144
その他	142	為替換算調整勘定	258
貸倒引当金	△15	退職給付に係る調整累計額	116
資産合計	32,784	非支配株主持分	11
		純資産合計	12,995
		負債純資産合計	32,784

連結損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		13,791
売上原価		10,289
売上総利益		3,502
販売費及び一般管理費		4,541
営業損失 (△)		△1,039
営業外収益		
受取利息及び配当金	41	
為替差益	56	
雇用調整助成金	209	
売電収入	25	
その他	23	355
営業外費用		
支払利息	130	
資金調達費用	310	
その他	50	491
経常損失 (△)		△1,174
特別利益		
投資有価証券売却益	105	
固定資産売却益	2	107
特別損失		
過年度決算訂正関連費用	605	
投資有価証券評価損	21	
投資有価証券売却損	7	
固定資産処分損	0	
災害による損失	0	635
税金等調整前当期純損失 (△)		△1,702
法人税、住民税及び事業税		31
法人税等調整額		△428
当期純損失 (△)		△1,306
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△1
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△1,304

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

》連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,283	1,466	△6,407	△481	860
会計方針の変更による累積的影響額			11		11
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,283	1,466	△6,395	△481	871
当期変動額					
新株の発行	2,739	2,739			5,478
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,304		△1,304
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			△23	29	5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2,739	2,739	△1,328	27	4,178
当期末残高	9,022	4,205	△7,724	△453	5,050

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	596	7,144	63	88	7,894	13	8,768
会計方針の変更による累積的影響額							11
会計方針の変更を反映した当期首残高	596	7,144	63	88	7,894	13	8,779
当期変動額							
新株の発行							5,478
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△1,304
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△182	—	194	27	39	△1	37
当期変動額合計	△182	—	194	27	39	△1	4,216
当期末残高	414	7,144	258	116	7,933	11	12,995

》計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,843	流動負債	10,336
現金及び預金	646	支払手形	104
受取手形	1,096	買掛金	1,042
売掛金	2,667	電子記録債務	792
電子記録債権	502	短期借入金	7,378
商品及び製品	1,112	リース債務	129
仕掛品	2,343	未払金	190
原材料及び貯蔵品	1,994	未払費用	257
前払費用	61	未払法人税等	72
CMS預け金	5,250	前受金	251
その他	168	預り金	19
貸倒引当金	△0	賞与引当金	37
固定資産	13,502	製品保証引当金	19
有形固定資産	10,786	その他	40
建物	94	固定負債	7,036
構築物	0	長期借入金	40
機械及び装置	104	リース債務	292
車両運搬具	19	再評価に係る繰延税金負債	3,147
工具、器具及び備品	91	退職給付引当金	3,523
土地	10,465	資産除去債務	31
リース資産	9	その他	0
建設仮勘定	0	負債合計	17,372
無形固定資産	31	(純資産の部)	
ソフトウェア	26	株主資本	4,424
リース資産	4	資本金	9,022
電話加入権	0	資本剰余金	4,195
投資その他の資産	2,685	資本準備金	4,195
投資有価証券	1,025	利益剰余金	△8,339
関係会社株式	1,284	利益準備金	152
関係会社出資金	92	その他利益剰余金	△8,491
長期貸付金	9	繰越利益剰余金	△8,491
破産更生債権等	15	自己株式	△453
長期前払費用	0	評価・換算差額等	7,549
繰延税金資産	240	その他有価証券評価差額金	405
その他	32	土地再評価差額金	7,144
貸倒引当金	△15	純資産合計	11,974
資産合計	29,346	負債純資産合計	29,346

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

》計算書類

損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		12,185
売上原価		9,164
売上総利益		3,021
販売費及び一般管理費		3,821
営業損失 (△)		△800
営業外収益		
受取利息及び配当金	45	
雇用調整助成金	148	
為替差益	69	
売電収入	25	
その他	9	298
営業外費用		
支払利息	112	
資金調達費用	310	
その他	46	469
経常損失 (△)		△971
特別利益		
投資有価証券売却益	72	72
特別損失		
過年度決算訂正関連費用	605	
投資有価証券評価損	6	
固定資産処分損	0	
災害による損失	0	612
税引前当期純損失 (△)		△1,511
法人税、住民税及び事業税	23	
法人税等調整額	△389	△365
当期純損失 (△)		△1,145

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当期首残高	6,283	1,455	1,455	152	△7,332	△7,180
会計方針の変更による累積的影響額					11	11
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,283	1,455	1,455	152	△7,321	△7,168
当期変動額						
新株の発行	2,739	2,739	2,739			
当期純損失 (△)					△1,145	△1,145
自己株式の取得						
自己株式の処分					△23	△23
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	2,739	2,739	2,739		△1,169	△1,169
当期末残高	9,022	4,195	4,195	152	△8,491	△8,339

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△481	76	561	7,144	7,706	7,782
会計方針の変更による累積的影響額		11				11
会計方針の変更を反映した当期首残高	△481	87	561	7,144	7,706	7,794
当期変動額						
新株の発行		5,478				5,478
当期純損失 (△)		△1,145				△1,145
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	29	5				5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△156		△156	△156
当期変動額合計	27	4,336	△156		△156	4,180
当期末残高	△453	4,424	405	7,144	7,549	11,974

》監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

〇ＫＫ株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 西岡 朋晃
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 平野 泰久
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、〇ＫＫ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇ＫＫ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して2021年10月6日付けで限定付適正意見を表明している。なお、限定付適正意見を表明した理由は、会社が時の経過に伴い社内規程に従い加工費等に関する過年度の証拠を破棄しているため、前々連結会計年度末の仕掛品の評価について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができず、前々連結会計年度末における仕掛品の評価について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったためとしている。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

》監査報告書

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

〇ＫＫ株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所
指 定 社 員 公認会計士 西岡 朋晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 平野 泰久
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、〇ＫＫ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2021年10月6日付けで限定付適正意見を表明している。なお、限定付適正意見を表明した理由は、会社が時の経過に伴い社内規程に従い加工費等に関する過年度の証憑を破棄しているため、前々事業年度末の仕掛品の評価について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができず、前々事業年度末における仕掛品の評価について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったためとしている。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

》監査報告書

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第164期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

OKK株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 野中 浩二 ㊟
監査等委員 三浦 善弘 ㊟
監査等委員 岡田 祐輝 ㊟

(注) 監査等委員三浦善弘及び岡田祐輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ取引により生じる債権及び債務

時価法

(3) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

① 商品及び製品、仕掛品

製品及び仕掛品は主として個別法、半製品は主として総平均法

② 原材料及び貯蔵品

主として総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～47年

機械及び装置 9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、自社利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額（うち当事業年度に帰属する額）を計上しております。

(3) 製品保証引当金

工作機械のアフターサービス費等に備えるため、売上高を基準として過去の経験率により算定した額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

4.重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結計算書類の[収益認識に関する注記]に記載のとおりであります。

5.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を行っております。

(2)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこの会計処理の方法と異なっております。

[会計方針の変更]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、主として、当社の国内顧客向け取引において、工作機械本体に係る販売契約については、これまでの出荷時における収益計上から、顧客の検収時に収益を計上する方法に変更したほか、一部の修理サービス案件については、顧客との価額交渉が継続していることなどを理由に収益計上しない取扱いから、変動対価で収益計上する方法に変更するなどの影響が生じております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高が40百万円減少、売上原価が8百万円減少、販売費及び一般管理費が22百万円減少したことにより、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ9百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は11百万円増加しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益はそれぞれ0円39銭及び0円89銭減少しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当期の計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

1.繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 240百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金について、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングなど、将来の課税所得の十分性を考慮して判断しております。

将来の課税所得の発生時期および金額の見積りは、実績ならびに翌事業年度を含む事業計画を基礎としております。

当該見積りについて、将来の不確実な経済状況の変動等により、実績の金額等が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

- 1.有形固定資産の減価償却累計額 12,915百万円
- 2.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
区分表示されたものの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	5,698百万円
長期金銭債権	17百万円
短期金銭債務	7,732百万円
- 3.土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - ・再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。
 - ・再評価を行った年月日
2000年3月31日
 - ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△2,995百万円

[損益計算書に関する注記]

- 1.関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,322百万円
仕入高	2,826百万円
その他の営業費用	149百万円
営業取引以外の取引高	8百万円
- 2.特別調査費用
連結計算書類[連結損益計算書に関する注記]を参照ください。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

- 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 220,413株
 普通株式
 (注)役員向け株式給付信託が保有する当社株式15千株を自己株式数に含めております。

[収益認識に関する注記]

- 連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

1.繰延税金資産	
棚卸資産評価損	42百万円
製品保証引当金	5百万円
投資有価証券評価損	160百万円
退職給付引当金	1,077百万円
固定資産減損損失	1,277百万円
繰越欠損金	2,188百万円
その他	66百万円
繰延税金資産小計	4,819百万円
評価性引当額	△4,430百万円
繰延税金資産合計	389百万円
2.繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△148百万円
繰延税金負債合計	△148百万円
繰延税金資産の純額	240百万円
3.再評価に係る繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金負債の純額	△3,147百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

1.親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	資本金又は 出資金 (百万円)	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本電産 (株)	87,784	被所有 66.76%	CMS	資金の 預入れ	—	CMS 預け金	5,250
					資金の預 入れに伴 う利息受 取	1	その他(流 動資産)	0
					資金の 借入	—	短期 借入金	7,338
					資金の借 入に伴う 利息支払	1	—	—

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方法等

資金の預入れ及び借入はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、市場金利を勘案した合理的な利息を設定しております。なお、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、取引金額は記載しておりません。

2.子会社等

種類	会社等の 名称	資本金又は 出資金 (百万円)	議決権等 の所有割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	OKK テクノ (株)	10	100.0%	当社部品 の製造 建物の 賃貸 役員の 兼任	当社部品 の製造	1,626	買掛金 電子記録 債務	83 229
子会社	OKK USA CORPORATION	千米ドル 2,750	100.0%	当社製品 の販売、 技術サー ビス業務 の受託 役員の 兼任	当社製品 の販売、 技術サー ビス業務 の受託	1,031	売掛金	384

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方法等

取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格を勘案して交渉により決定しております。なお、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

[1 株当たり情報に関する注記]

- | | |
|----------------------|----------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 503.55円 |
| 2. 1 株当たり当期純損失金額 (△) | △109.72円 |

[追加情報]

(新型コロナウイルス感染症の影響について)
連結計算書類[追加情報]を参照ください。